

建設現場における快適トイレ設置の試行に関する特記仕様書

(趣旨)

- 第1条 本工事は、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、誰もが快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置の試行対象工事であり、本特記仕様書に明示のない事項は、「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」（以下、「要領」という。）によるものとする。
- 2 快適トイレの設置は任意とする。受注者が設置を希望し、発注者との協議が整った場合に設置することができるものとする。なお、設置しない場合は、要領によらず施工するものとする。

(快適トイレの仕様)

- 第2条 快適トイレは、以下の（１）、（２）の仕様を満たすものとする。（３）は、推奨する仕様であり任意とする。

(１) 快適トイレに求める機能【必須】

- ア 洋式便座
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）

(２) 付属品として備えるもの【必須】

- キ 男女別（男女兼用含む）の明確な表示
- ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ケ サニタリーボックス（女性トイレに必ず設置）
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(３) 推奨する仕様、付属品【任意】

- シ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(費用等)

- 第3条 設置する費用については、当初設計では計上していない。